

基本課題Ⅳ 就労（働く場における男女平等と女性の経済的自立を確保する）

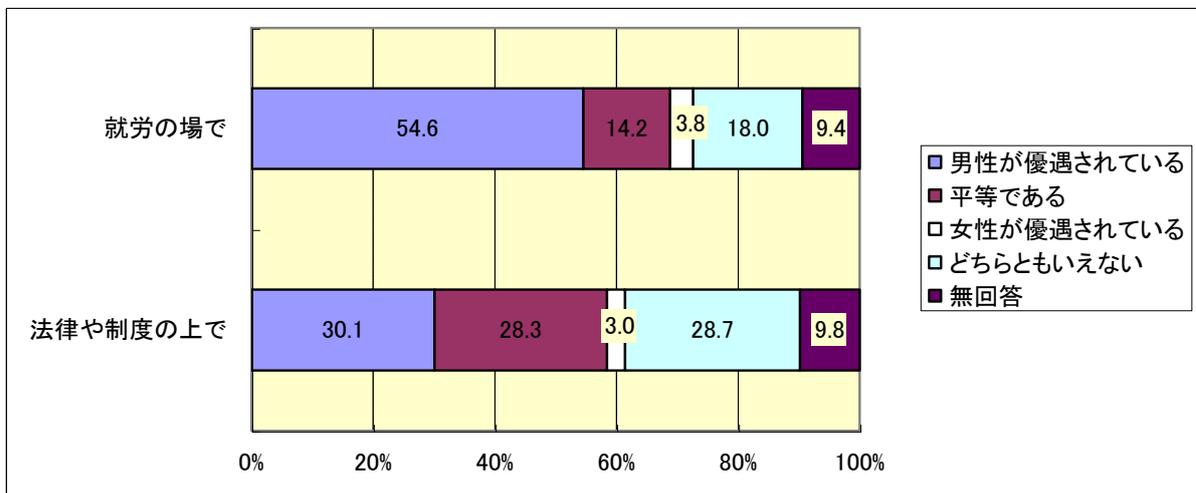
目標 8 職場における男女平等の推進

【現状と課題】就労の場では、男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法、パートタイム労働法等の法律が整備され、法制度上は男女に対し、均等な待遇が確保されてきています。

しかし、女性は、その能力や意欲を適正に評価されることが少なく、補助的な仕事や単純労働を担う傾向が続いており、また昇進・昇格の機会や賃金についても男性との間に大きな格差がみられます。こうした働く場での男女平等を図るためにはポジティブ・アクションの導入が必要です。

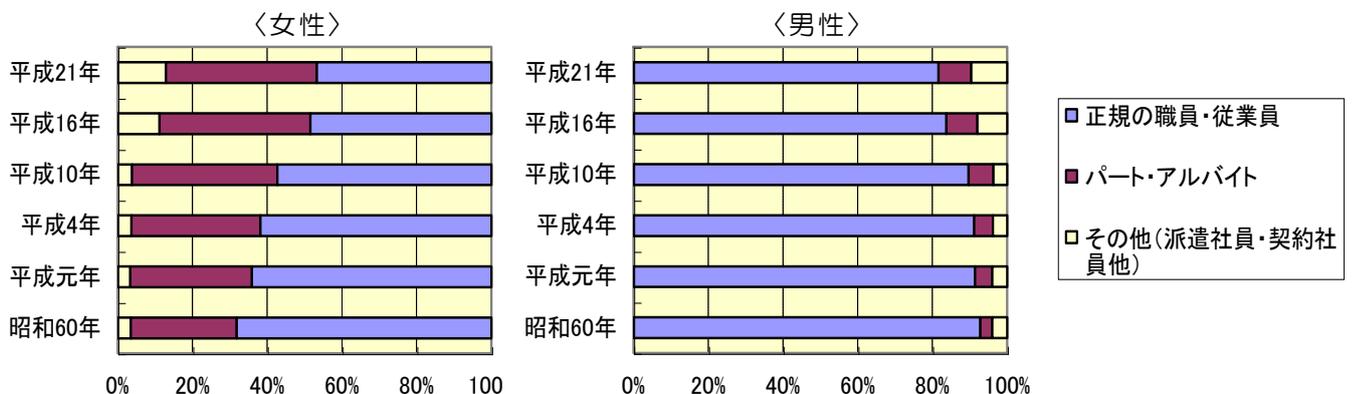
また、妊娠・出産期における働く女性の母性保護のための環境整備・充実や職場におけるセクハラ等の防止のため、事業主が配慮するよう働きかけることも必要です。

問 各分野において男女が平等になっていると思いますか？



「柏市男女共同参画に関する市民意識調査」平成21年度

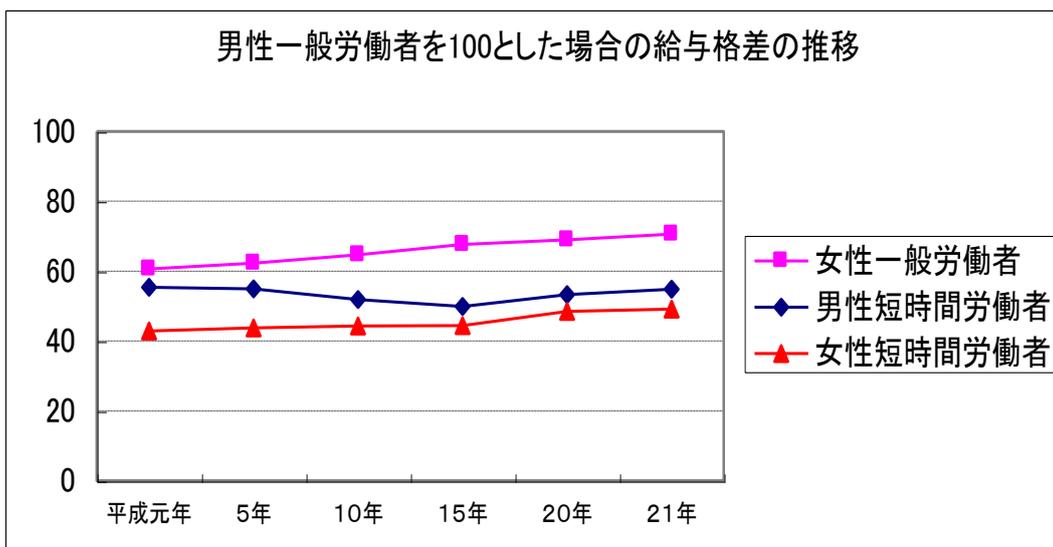
雇用形態別にみた雇用者の構成割合の推移（役員を除く、非農林業）



総務省統計局「労働力調査」より作成

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、該当機会を積極的に提供することです（男女共同参画社会基本法第2条第2号参照）。



内閣府「平成22年版男女共同参画白書」
 (厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成)

施策	具体的な施策	担当課
(1) 雇用の場における男女平等の推進	①労働法令の理解促進 男女が対等なパートナーとして働くことができるよう、事業主・男女労働者に労働法令の周知を図ります。 ・労働基準監督署等が開催する講座等の情報提供、関係機関と連携した意識啓発の推進 男女雇用機会均等法 労働基準法 育児・介護休業法 パートタイム労働法	男女共同参画室・商工振興課
	②管理職等への女性登用についての啓発 女性労働者の職域の拡大、研修などによる能力開発、管理職への登用を図るよう事業主に対して働きかけます。 ・ポジティブ・アクション普及に向けた情報提供	男女共同参画室
	③セクハラ防止についての啓発 セクハラを防止するために事業主に対し啓発に努めます。 ・セクハラ防止の啓発 ・関係機関と連携した労働相談等の情報提供、意識啓発の推進	男女共同参画室 商工振興課
	④働く女性の母性保護についての啓発と情報提供 働く女性の母性が保護されるとともに、健康に働き、安心して出産できる環境整備と、	

施 策	具 体 的 な 施 策	担 当 課
<p>(2) 自営業・農業における男女のパートナーシップの確立</p>	<p>生涯を通じた健康支援のための情報提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母性保護の普及 母性健康管理指導事項連絡カードの活用 ・広報紙等による啓発 <p>①経営への参画支援 自営業，農業に従事する女性の地位の向上を図るとともに，労働時間短縮等の生活環境改善のための「家族経営協定」の締結を働きかけていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の情報提供 <p>②農業委員・農協役員への女性登用の働きかけ 農業委員・農協役員への女性の登用を働きかけます。</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: #ffffcc; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>あなたができること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働関係法の理解に勤めましょう <p>事業主ができること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性を積極的に登用しましょう </div>	<p>地域健康づくり課</p> <p>男女共同参画室</p> <p>農政課・農業委員会</p> <p>農業委員会・農政課</p>